

別紙様式

再意見書

平成 21年 7月 10日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 あて

郵便番号 170-6035

(ふりがな) とうきょうととしまくひがしいけぶくろ3-1-1 さんしゃいん60 35かい

住所 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
35階

(ふりがな) かぶしきがいしゃいんたーりんく

氏名(注1)株式会社インターリンク

だいひょうとりしまりやくしゃちょう よこやま ただし

代表取締役社長 横山 正

電話番号

電子メールアドレス

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

このたび平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、再意見の機会を設けて頂いたことにつきまして御礼申し上げます。

以下の通り弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

総論

現在NGNサービスと称しているネットワークそのものがグローバルなIPを用いて構築されております。

そのようなグローバルのネットワークを無理やり地域回線網として称すること自体が大変こじつけた見解であると思われます。

ましてやそれが前提となった今回のネイティブ方式、トンネル方式共に疑問を感じざるを得ません。

このようないびつな仕組みを用いて日本の次期ネットワークを構築しようとすることは最終的にまた日本独自仕様として国際的に評価されず、将来に禍根を残すことになると考えております。

その上でさらにネイティブ方式の接続会社を最大3社に限定するなど閉鎖的な仕組みを取り入れる提案があることに驚いております。このような提案は最初から結論ありきで提案されたものではないのでしょうか。数百社（もしくは数十社）から淘汰されて生き残るような場合の3社とは異なり最初から非常に制限されて事実上の競争が起き得ない仕組みを組み立てようとしていると思われても仕方のない内容だと考えます。トンネル方式にしてもあらかじめ独自に開発した仕組み（NGNサービス）に基づいて行われるため、原価が高くネイティブ方式の対案としては力不足であると思われます。これはわざわざ落とされる目的の案として提案されている感が否めないのは考えすぎでありましようか。